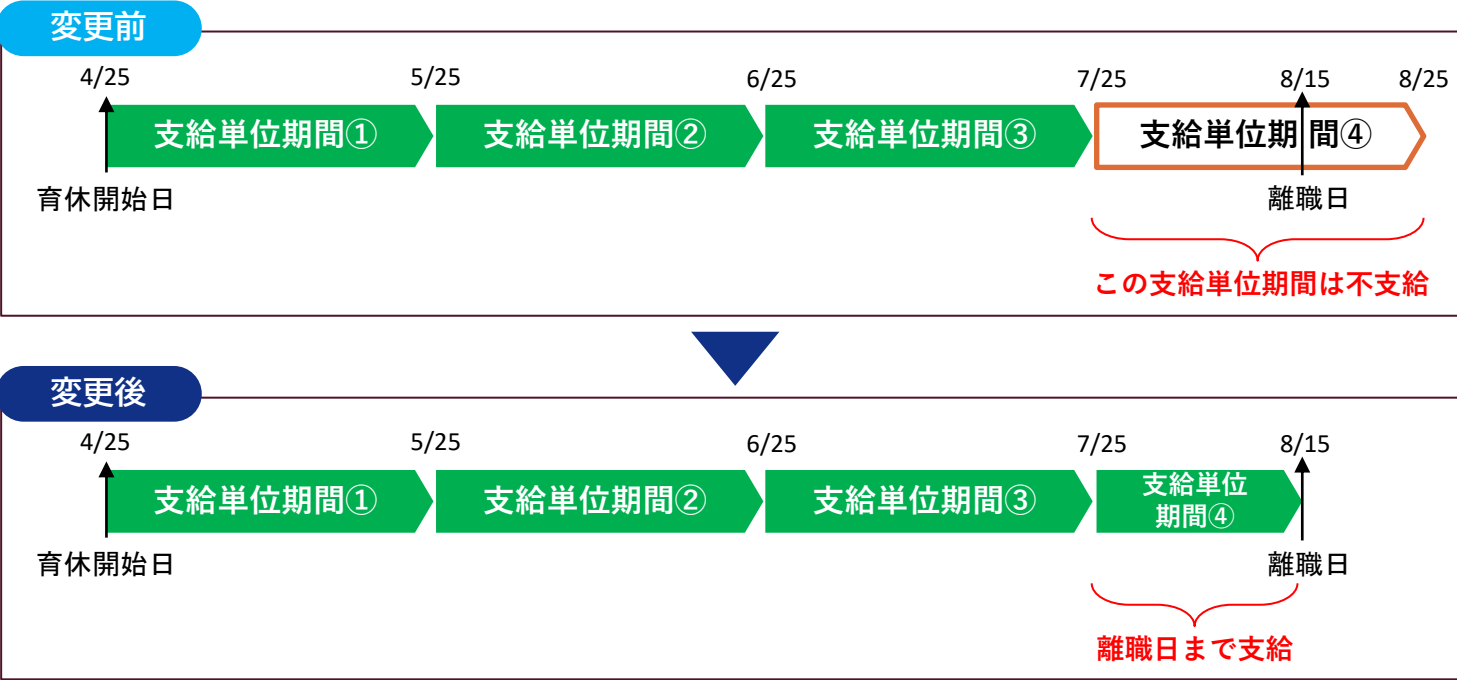


育児休業給付を受給中に離職した場合の取扱い変更及び通知について

- 育児休業給付は、育児休業終了後の職場復帰を前提とした給付金です。育児休業の当初からすでに退職を予定している方は、育児休業給付の支給対象となりません。
- この趣旨に沿った上で、育児休業給付を受給中の方が、2025（令和7）年4月1日以降にやむを得ず離職することとなった場合は、離職日まで支給対象とするよう取扱いを変更しました。



対象となる方については、支給処理の都合上、当面の間、離職日の前日までの支給を行った上で、不足する1日分について追給を行っておりますので、予めご了承ください（以下の2つの通知を交付します。）。

通知例①：育児休業給付金支給決定通知書

<キリトリ>

育児休業給付金支給決定通知書（被保険者通知用）

被保険者番号	氏名	性別	生年月日	出産年月日	受給資格確認年月日	休業開始年月日
1300-012345-6	田中 花子	男	4-030507	5-070101	5-070501	070425
支給期間	賃金月額	賃金月額の67%	賃金月額の50%	支給日数	支払方法	
070425-070814	300,000	201,000	150,000	111	9890297-1234567	

通知内容

育児休業給付金を以下のとおり支給しました。

支給単位期間	就業日数	就業時間	賃金支払額	支給日数	支給率	支給金額
070625-0724	0日		0円	30日	67%	201,000円
070725-0814	0日		0円	21日	67%	140,700円

支給終了（職場復帰）

離職日（8月15日）の前日（8月14日）までの分を支給しています。

管轄公共職業安定所 〒112-8577 文京区後楽1-9-20 TEL03-3812-8609 飯田橋 公共職業安定所

交付 令和7年8月20日

通知例②：育児休業給付金追給処理結果通知票

> ト 様式第114号 育児休業給付追給 <

被保険者番号	氏名	性別	生年月日	出産年月日	休業開始年月日
1300-0123456	田中 花子	男	4-030507	5-070101	070425
支給期間初日	支給期間末日	賃金月額	賃金月額の67%	賃金月額の50%	支給日数
070425	070814	300,000	201,000	150,000	111
受給資格確認年月日	支払方法（金融機関・店舗コード及び口座番号）	9890297-1234567			

下記期間の育児休業給付金を支給しました。

追給対象期間 令和7年7月25日～令和7年8月14日

追給金額 6,700円

離職日（8月15日）の分を支給しています。